

桶川市進路意識啓発事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の人々との連携による講演会を通して、生徒の将来の夢や希望を育み、生徒及び保護者の進路意識の啓発及び高揚を図るため、中学校の進路指導及びキャリア教育を推進することを目的とする進路意識啓発事業に対し、桶川市進路意識啓発事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業等)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、進路意識の啓発及び高揚を図るための地域の人々との連携による講演会に関する事業とする。

2 交付金の交付の対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する経費とする。

(交付申請)

第3条 市内における各中学校の校長（以下「中学校長」という。）は、交付金の交付を受けようとするときは、桶川市進路意識啓発事業交付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付金の交付の可否を決定したときは、桶川市進路意識啓発事業交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該中学校長に通知するものとする。

(概算払)

第5条 中学校長は、前条の規定により交付金の交付の決定を受けたときは、市長に対し交付金の概算払を請求することができる。この場合において、当該中学校長は、桶川市進路意識啓発事業交付金概算払請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付金の額)

第6条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(実績報告)

第7条 中学校長は、交付対象事業が完了した日から1月以内に、桶川市進路意識啓発事業交付事業実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、交付金の額を確定したときは桶川市進路意識啓発事業交付金額確定通知書(様式第5号)により当該中学校長に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 中学校長は、交付金の交付を受けるときは、前条の規定による通知を受けた後に、桶川市進路意識啓発事業交付金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。この場合において、第5条の規定により概算払を受けているときは、前条の規定による通知を受けた額から当該概算払を受けた額を差し引いた額を請求するものとする。ただし、差額がない場合は、請求しないものとする。

(交付金の返還)

第10条 市長は、第8条の規定により、交付金の額を確定した場合にお

いて、既に交付した交付金の額が確定した金額を超えているときは、桶川市進路意識啓発事業交付金返還命令書（様式第7号）により当該中学校長に通知し、その差額を返還させなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

桶川市進路意識啓発事業交付金交付申請書

年 月 日

桶川市長

所在地 桶川市
学校名 桶川市立 中学校
校 長 ㊟

進路意識啓発事業交付金の交付を受けたいので、桶川市進路意識啓発事業交付金交付要綱第3条の規定により、次の書類を添えて申請します。

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第2号（第4条関係）

桶川市進路意識啓発事業交付金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

桶川市立 中学校
校長 様

桶川市長



年 月 日付けで申請のあった、進路意識啓発事業交付金
について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付します。

交付金額 金 円

2 不交付とします。

（理由）

様式第3号（第5条関係）

桶川市進路意識啓発事業交付金概算払請求書

年 月 日

桶川市長

所在地 桶川市
学校名 桶川市立 中学校
校 長 ㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、進路意識啓発事業交付金について、桶川市進路意識啓発事業交付金交付要綱第5条の規定により、次のとおり概算払を請求します。

交 付 決 定 額	
上記のうち概算払を請求する額	
概算払を請求する理由	

振込先

金融機関名	銀 行 農業協同組合 本店・支店 信用金庫
種 類	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

様式第4号（第7条関係）

桶川市進路意識啓発事業交付事業実績報告書

年 月 日

桶川市長

所在地 桶川市
学校名 桶川市立 中学校
校 長 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、進路意識啓発事業交付金について、桶川市進路意識啓発事業交付金交付要綱第7条の規定により、次のとおり事業実績を報告します。

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書

様式第5号（第8条関係）

桶川市進路意識啓発事業交付金額確定通知書

第 号
年 月 日

桶川市立 中学校
校長 様

桶川市長



年 月 日付けで実績報告のあった交付事業については、
次のとおり交付金の額を確定したので、桶川市進路意識啓発事業交付金交
付要綱第8条の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日
交 付 決 定 額	
交 付 確 定 額	

様式第6号（第9条関係）

桶川市進路意識啓発事業交付金請求書

年 月 日

桶川市長

所在地 桶川市
学校名 桶川市立 中学校
校 長 ④

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、進路意識啓発事業交付金について、桶川市進路意識啓発事業交付金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 金 円

振込先

金融機関名	銀行 農業協同組合 信用金庫	本店・支店
種類	普通・当座	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

様式第7号（第10条関係）

桶川市進路意識啓発事業交付金返還命令書

第 号
年 月 日

桶川市立 中学校
校長 様

桶川市長



年 月 日付け 第 号で交付決定をした交付事業について、桶川市進路意識啓発事業交付金交付要綱第10条の規定により次のとおり返還を命じます。

交 付 決 定 額	
交 付 確 定 額	
返 還 す べ き 金 額	
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 理 由	